

( 続紙 1 )

京都大学	博士 (教育学)	氏名	白銀 研五
論文題目	ベトナムの和入教育からみた包摂の原理 －学校を中心とした公教育圏の変容－		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、ベトナム社会主義共和国 (以下、ベトナム) における和入教育に着目して、公教育の捉え方を整理し、東南アジア研究で提示される「圏」という考え方をを用いて公教育圏として設定したうえで、その変容を精査することで、ベトナムにおける包摂の原理を導出することを目的としている。この目的を達成するために、境界領域に見る教育の公共性、和入教育がもたらす教育の流動性、教育制度の動態という3つの視角が設定された。</p> <p>第1章では、包摂概念がベトナムで受容される過程を教育移転の視点から分析した。1990年に児童の権利に関する条約に批准してからの政策の流れと、2006年の障害者の権利に関する条約の署名からの政策の流れという二つの政策循環に着目して、包摂概念の受容過程は、理想的な外的規範の受容と、現実的な支援方法の模索の過程であったことを明らかにした。そして、障害のある人を障害のない人と一緒に教育する形式であると規定された和入教育を、ベトナムの公教育における学習者のニーズへの対応を象徴的に示すものとした。</p> <p>第2章では、1976年から1985年までの第I期と1986年から1995年までの第II期を対象とし、社会主義法制における公教育のあり方とその変化を考察した。第I期では「集団主人公」という概念のもとで、公教育は学校を含めた社会全体をあらわすものであり、障害のある学習者を含めて「誰もが等しく」扱われる教育が構想されていた。一方、刷新政策が始まった第II期では、私的な活動領域が認められるとともに、学校教育の法制度が整備されて公教育は国家が管理する学校を意味するようになり、障害のある子どもを含めて学校への就学が進められてきたことを明らかにした。</p> <p>第3章では、「社会化」政策が展開された第III期 (1996年から2005年まで) と世界経済への参入に向けて法制度の拡充が図られた第IV期 (2006年以降) を対象として、公教育の変化を分析した。第III期では、「社会化」政策が導入され、教育では多様な形態が認められるようになるとともに国内外からの資源調達が奨励されるようになり、障害のある子どもの権利と義務に関しては権利に比重が置かれるようになった。また、第IV期では、「社会化」政策に関して経済的な側面や資源確保が重視され、国家による管理が強調されるのに伴い、公教育は自律的に成り立つものではなく、その外部の存在を前提として成り立つものへと変化してきたことを明らかにした。</p> <p>第4章では、ハノイ市で障害のある子どもに携わる当事者としての親と教員の視点を整理し、学校で行われる和入教育の捉え方を考察した。過密化する学級において小学校の教員は児童の生活全般にわたる配慮を重視する一方、親は子どもへの専門的な教育を望む状況が見られた。また、障害のある子どもを対象とする専別学校で障害のない子どもを受け入れて行われる和入教育では、教員は教育環境の改善として活動を行うのに対して、親は専門的な教育を希望しつつ、子どもが地域社会に調和的に参加</p>			

できることを望んでいた。以上から、和入教育を学校という公的な空間で行うにあたっては、児童との親密性に依拠した関係の構築を重視する傾向が見られると論じた。

第5章では、学校とは異なる教育施設である障害のある子どもを対象としたセンターに着目して、教育における公共性を考察した。センターを設置形態に基づき政府型センター、研究施設型センター、大衆組織型センター、会社型センターの4種類に分類したうえで、それぞれのもつ公共性を国家性、共通性、公開性の観点から分析した結果、センターに見る教育の公共性は、行政、研究、大衆組織、市場に依拠した運営形態が統一的な管理がなされないままに障害のある子どもに対して教育機会を提供し、学校における教育活動を補完する役割を担っていることを明らかにした。

第6章では、これまでの分析に基づいて、公教育圏を可視化させ、その展開と変容を考察した。まず、障害のある子どもの親が有するのは目的に合致した特定の個人と結びつくかたちで形成される線的な社会関係であることを示した。これをもとに、親を起点とした指向性と重層的に広がる同心円とで、公教育圏を可視化し、その変容を考察したうえで、公教育圏は学校を中心とするものから公教育の外部に複数の中心をもつものへと変容してきたこと、こうした変化は社会関係を結ぶことができない親が孤立する状況を生み出すものでもあったことを明らかにした。

終章では、これまでの内容を最初に設定した3つの分析視角から考察した。まず、境界領域に見る公共性という視点では、従来の公教育には位置づけられない教育活動が公共性を伴うかたちで外重層的に展開していることを示した。また、和入教育がもたらす教育の流動性については、公教育の内外にわたる流動性が生起していること、親の社会関係が対価とサービスの交換に特徴づけられるとともに、それが教育機会の不安定さと流動性を加速させていることを指摘した。さらに、教育制度の動態という視点では、社会において公教育には収まらない教育が生じ、それが複数の中心とともに親の移動を伴うかたちに移り変わってきたことを明らかにした。以上から、ベトナムの和入教育から見た包摂の原理とは、公教育圏の流動性の高まりと、その重層的な展開に伴って親が自らの子どもの委託先を規定することにあらわれる、中心への信用であると結論づけた。

(論文審査の結果の要旨)

近年の世界的な潮流として、個々の子どもの違いを受け入れ、その多様性に応える教育が求められており、様々な国や地域で教育における包摂 (inclusion) を掲げた政策が導入されている。包摂の対象は多様だが、障害のある子どもが主として想定されることが多い。ベトナム社会主義共和国 (以下、ベトナムと略) は、国際機関が提唱する包摂概念を積極的に受け入れる姿勢を示してきており、障害のある人を障害のない人と一緒に教育する形式として和入教育の実施を進めている。外的な規範をもとに導入されたこの教育が展開されるにつれて、同国における学校教育を含む公教育のあり方は変容している。本論文はこうした状況をふまえ、ベトナムにおける和入教育に着目して、教育政策の変遷をたどるとともに障害のある子どもを対象とした教育の実態やそうした教育をめぐる親の選択を検討し、また公教育を東南アジア研究で提示される「圏」という考え方をを用いて公教育圏として設定したうえでその変容を精査することによって、ベトナムにおける包摂の原理を導出しようとしたものである。

本論文は、以下の3点において顕著な独創性と高い学術的意義が認められる。

第1に、「圏」の概念を援用して公教育を捉え直そうとしている点がある。東南アジアの社会をとらえる概念としての「圏」は、境界があいまいでカリスマ的な中心に対する対人主義的な構造があるとされるが、本論文ではこのような考え方をを用いて、公教育を法令によって定められた制度としてではなく、当事者の視線によって措定される可変的で重層的な公教育の「圏」としてとらえる視点を分析枠組みの中核に設定している。この視点は、包摂の概念について、既存の教育制度に取り込まれているか否かではなく、当事者としての親が子どもに教育環境を保障できるような関係性を有しているかどうかという新たなとらえ方を提示することにつながっている。

第2に、政策循環という観点から1970年代後半以降の関連法令の変遷をたどることで、政策・制度レベルでの整備状況を明らかにしている点がある。国際的な潮流への積極的な対応として和入教育が学校教育の中で整備される際に教育や障害に関する法令がどのように制定され、またどのように改正されたのかについて、ベトナムの政策的、社会的変化をふまえながら関連の条文をていねいに検討している。あわせて、ハノイでの実地調査をふまえて、学校現場の受け止め方を考察した。これによって、国際的な言説がベトナムの社会的文脈の中でどのように制度化されたかを具体的に明らかにしている。

第3に、障害のある子どもの教育機会として学校外の教育施設にまで対象の射程を広げたうえで、学校の校長や教員に加えて、そうした学校外で障害のある子どもを受け入れる教育施設の責任者、さらには保護者など幅広い関係者を対象とした聞き取り調査を重ね、学校内外での教育の提供者と利用者双方の観点から教育の多様な実態に切り込んでいる点がある。こうした障害のある子どもの教育に関わる関係者の考えや戦略を総合的に検討することを通じて、公教育圏の多様で重層的な様子を描き出すことに成功している。

一方、本論文の課題として次のような点が指摘される。まず、教育移転や制度に関する理論が組み込まれているが、論の展開の中でそれらがうまく活かされていない。

また、「和入」という語の概念定義が明確になっていると言えない。さらに、公教育圏の現状は図示できているが、そこに至る歴史的な変遷は十分には示せていない。しかし、これらは本論文の学術的価値を損なうものではなく、むしろ本論文の知見をふまえて今後のさらなる発展が期待される点であり、著者本人もそのことを自覚している。

よって、本論文は博士（教育学）の学位論文として価値あるものと認める。また、令和3年5月13日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める（期間未定）。

要旨公表可能日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日以降